

取得財産処分の制限及び管理に関する確認書

年 月 日

【代表団体】

長野県中小企業団体中央会 会長 様

<長野県中小企業GX推進事務局>

〔 一般社団法人長野県経営者協会
長野県中小企業団体中央会
一般社団法人長野県商工会議所連合会
長野県商工会連合会 〕

住 所

法人番号

名称 (称号又は屋号)

代表者 職・氏名

印

中小企業エネルギーコスト削減助成金に係る事業計画書提出にあたり、助成対象設備の財産処分の制限及び管理については、中小企業エネルギーコスト削減助成金交付規程第 15 条及び第 16 条を遵守し、適正な運用をいたします。

抜粋：中小企業エネルギーコスト削減助成金交付規程

(取得財産等の管理等)

- 第 15 条 助成事業者は、対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産 等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 助成事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 13 号）を備え管理しなければならない。
- 3 助成事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 8 条第 1 項に定める交付申請書兼実績報告書に取得財産等明細表（様式第 14 号）を添付しなければならない。
- 4 事務局は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

- 第 16 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（税抜き）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間とする。
- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 15 号）を事務局に提出して承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認をする場合において、事務局は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることができるものとする。